

## ●国民健康保険に加入されている皆様へ

### 限度額適用認定証の手続きについて

国民健康保険に加入されている方の医療費が高額になると見込まれる場合、「限度額適用認定証」（町民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関の窓口で提示すると、保険診療分の医療費の支払いが限度額までとなります。

認定証の交付には申請が必要になり、申請した月から有効となりますので、お早めにお手続きください。交付を受けた方は、忘れずに医療機関の窓口で提示してください。

#### ●対象者

- ① 70歳未満の方
- ② 70歳～74歳の町民税非課税世帯の方
- ③ 下記の表中の現役並み（3割負担）のⅠ、Ⅱの方（該当の方には申請のご案内を送付しています。）

※下記の表中、現役並み（3割負担）のⅢに該当する方と一般に該当する方は、認定証の交付を受けなくても支払いは限度額までとなるため、申請は不要です。

※国民健康保険以外の方は、勤務先にご相談ください。

●申請窓口 役場1階 町民課2番受付

●持ち物 保険証・印鑑・対象者と世帯主の個人番号がわかるもの（通知カードまたは個人番号カード）

### 70歳以上の方の限度額が8月から変更になりました

#### ●平成30年7月までの上限額（70歳以上）

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み(3割負担)		
課税所得145万円以上の方	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円*)
課税所得145万円未満の方	14,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)
町民税非課税		
Ⅱ町民税非課税世帯		24,600円
Ⅰ町民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

#### ●平成30年8月からの上限額（70歳以上）

適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
Ⅲ課税所得690万円以上の方	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円*)	
Ⅱ課税所得380万円以上の方	167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円*)	
Ⅰ課税所得145万円以上の方	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円*)	
課税所得145万円未満の方	18,000円 (年間上限額144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)
町民税非課税		
Ⅱ町民税非課税世帯		24,600円
Ⅰ町民税非課税世帯(年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円

\* 過去12カ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

8月から上記の表中の太枠に該当される方も入院等で、医療費が高額になる場合には、「限度額適用認定証」の申請が必要になりました。

【問い合わせ】町民課国保医療係 ☎85-6130



住民が主体となって運営している、みんなの居場所「つどいの場 にじ」では、住み慣れた地域でいつまでも元気にいきいきと暮らし続けることを目的に、いきいき百歳体操や笑いヨガ、趣味活動、茶話会、昼食会などを行なっています。

だれでも気軽に参加することができますが、介護予防が必要な方には、地域包括支援センターが簡易な介護予防計画を作成し、介護予防の支援を行なっています。

子どもからお年寄りまで、どなたでも気軽にお立ち寄りください。お待ちしております。

- 対象 どなたでも
- 場所 「つどいの場 にじ」(鮎貝3235)
- 期日 毎週火・金曜日/午前10時～昼12時

- 利用料 1回200円(送迎はありません)  
※内容によって利用料金が変わる場合があります。活動内容及び料金については、毎月広報しらたかに掲載します。
- 担当 健康福祉課地域包括支援センター係 ☎86-0112

#### 【問い合わせ・事務局】

「支えあう地域づくりなないろの会」  
平泉 ☎85-0143 / 橋本 ☎85-3676



### 消火器の訪問販売にご注意！



突然、見知らぬ男が「消火器の点検に来ました」と訪問してきた。消防関係の人かと思い自宅の消火器を点検してもらったが、その男から「消火器は期限が切れているので交換しなければならない」と言われ、高額な消火器を買わされた。

【事例】



### くらしの豆知識

— vol.65 —

#### 【問い合わせ】

町民生活相談センター  
(町民課くらし環境係) ☎85-6131  
置賜消費生活センター ☎0238-24-0999

#### ▶▶アドバイス！

- ☑ 一般の住宅に、消火器の設置義務及び交換頻度のきまりはありません。
- ☑ 消防署は、消火器の販売・あっせんをしません。
- ☑ 少しでも不審な点があるときは、その場で契約や点検には応じず、きっぱり断りましょう。